(1) 許可区域ごとの許可基準

		第1種許可区域	第2種許可区域	第3種許可区域
該当する地域		第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域, 国道171号以北の市街化調整区域	第1種住居区域,第2種住居地域, 準住居地域,田園住居地域, 準工業地域,工業地域,工業専用地域, 国道171号以南の市街化調整区域	近隣商業地域,商業地域
屋上広告物	H W Th	縦(h):建物の高さ(H)の1/5以下 (支柱等も縦に含む) 横(w):建物の幅(W)の範囲内 その他:外壁の延長面からの突出禁止	縦(h):建物の高さ(H)の1/5以下 (支柱等も縦に含む) 横(w):建物の幅(W)の範囲内 その他:外壁の延長面からの突出禁止	縦(h):建物の高さ(H)の1/3以下 (支柱等も縦に含む) 横(w):建物の幅(W)の範囲内 その他:外壁の延長面からの突出禁止
壁面広告物	H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	縦(h):壁面の高さ(H)の1/2以下 横(w):壁面の幅(W)の範囲内 表示面積(A+B):壁面の面積(H×W)の1/5以下	縦(h):壁面の高さ(H)の1/2以下 横(w):壁面の幅(W)の範囲内 表示面積(A+B):壁面の面積(H×W)の1/5以下	縦(h):壁面の高さ(H)の範囲内 横(w):壁面の幅(W)の範囲内 表示面積(A+B):壁面の面積(H×W)の1/3以下
突出広告物	$y^2 \int \frac{x}{y^1} \frac{y^1}{y^1}$	最上端:壁面高さ(H)を超えない 最下端までの高さ(y):車道上4.7m以上 歩道上2.5m以上 敷地境界からの突出幅(x):1.0m以内	最上端:壁面高さ(H)を超えない 最下端までの高さ(y):車道上4.7m以上 歩道上2.5m以上 敷地境界からの突出幅(x):1.0m以内	最上端:壁面高さ(H)を超えない 最下端までの高さ(y):車道上4.7m以上 歩道上2.5m以上 敷地境界からの突出幅(x):1.0m以内
地上広告物	h A B E h	地上から最上端までの高さ(h):10m以下 表示面積 表示面が複数の場合(A+B+C+D):20㎡以下 表示面が1面の場合(E):10㎡以下	地上から最上端までの高さ(h):15m以下 表示面積 表示面が複数の場合(A+B+C+D):30㎡以下 表示面が1面の場合(E):15㎡以下	地上から最上端までの高さ(h):15m以下 表示面積 表示面が複数の場合(A+B+C+D):40㎡以下 表示面が1面の場合(E):20㎡以下
工作物 利用 広告物	H W	表示面積(A+B):掲出する面の面積(H×W) の1/5以下 その他:掲出する面の上端・側端からの 突出禁止	表示面積(A+B):掲出する面の面積(H×W) の1/5以下 その他:掲出する面の上端・側端からの 突出禁止	表示面積(A+B):掲出する面の面積(H×W) の1/3以下 その他:掲出する面の上端・側端からの 突出禁止

(2) 景観形成地区における上乗せ許可基準

全ての景観形成地区		元茨木川緑地景観形成地区	歴史的景観形成地区
屋上広告物	壁面広告物	全ての屋外広告物	全ての屋外広告物
1基の1面あたり30㎡以下	壁面1面あたり30㎡以下	表示面の地色に使う色彩 色相R、YR、Y 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下	表示面の地色に使う色彩 全ての色相 彩度 6 以下